

- ◆復興支援・住宅エコポイント
- ◆“青本”改定に伴う影響の見通しについて
- ◆太陽光発電⑨再生可能エネルギーの固定価格買取制度
- ◇安齋先生の技術通信

## 木耐協全国大会

## 講演者のご紹介

先月ご紹介した工藤公康氏のほか、2012年度の全国大会では2名の方からのご講演をいただきます。2011年3月11日に発生した東日本大震災によって、日本各地で様々な問題が生じてきており、復興は未だ道半ばという状況です。こういった中で私たちに何が出来るのかというヒントを、全国大会にお招きする「地震」「防災」の第一人者から得ていただければと思います。

### 「東日本巨大地震に学ぶ、 地震発生メカニズム」



(財)国際高等研究所 所長  
(前 京都大学 総長)  
尾池 和夫 氏

#### 【講演者プロフィール】

1940年東京生まれ。1963年京都大学卒業。京都大学理学部地震学教授を経たのち、京都大学総長を務め、2009年からは(財)国際高等研究所の所長を務めていらっしゃいます。地震のプロフェッショナルとして多くの著書を持ち、地震予知連絡会の委員も行う中で、俳人としての著書も発行しています。

今回は、東日本巨大地震から学び、20年～30年後に起こりうるであろう次の巨大地震など最新情報をお話し頂きます。

### 「耐震補強を取り巻く現状と課題」



東京大学大学院工学系研究科  
都市工学専攻 助教  
廣井 悠 氏

#### 【講演者プロフィール】

1978年生まれ。東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻にて、「火災(平常時・地震時)」「耐震」「保険」「人間行動」を重視した『都市リスク解析』をテーマに、“都市の安全性”実現のための制度設計・計画立案のあり方について研究をされています。

今回は、都市防災を実現させるために必要な耐震の補助制度はどのようなものか、効果的な耐震補強計画はどのようなものか等、最新の研究成果をご講演いただきます。

2012年度 第14回全国大会要項 (PDF)

<http://www.mokutaikyo.com/pdf/2012zenkoku.pdf>



# 復活した「住宅エコポイント」 主な変更点・留意点について

被災地復興支援と  
住宅の省エネ化を目的とした  
復興支援・住宅エコポイントが  
始まりました。



2011年11月21日(月)に、平成23年度第3次補正予算案が成立し、これまで情報をお知らせしてきておりました住宅エコポイントについても「復興支援・住宅エコポイント」として復活することとなりました。

ここでは、2011年9月まで実施されていた従来のエコポイント(以下「旧制度」)との相違点や、今回新たにメニューとして加わった「耐震改修」に関する実務上の留意点などをまとめてあります。

災地以外での新築は最大15万ポイントの発行となっています(全国のリフォームおよび被災地の新築は従来通り30万ポイント)。またポイントの交換対象についても、ポイントの半分以上を被災地復興支援用途とすることが定められました。

また旧制度でポイント対象となっていた工事に加え、「太陽熱利用システム設置」で2万ポイント、「リフォーム瑕疵保険」加入で1万ポイントが発行されます。加えて耐震改修工事を行った場合には、発行上限(30万/15万)を超えてさらに最大15万ポイントが発行されます。

これらをまとめると、エコリフォーム・耐震改修を含むリフォームで最大45万ポイントの発行が受けられるということになり、消費者へのアピール材料としても非常に大きなものとなっています。

## 1. 旧制度との違い

旧制度では新築・リフォーム問わず最大30万ポイントを発行していましたが、「復興支援」では被

## 2. 「耐震改修」の運用

今回の「復興支援」で新たにメニューとして加わった「耐震改修」ですが、ポイント発行の条件は一般的な自治体の助成金対象条件と似たようなものとなっています。

省エネ改修(窓の断熱改修工事、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修工事)  
工事内容に応じて2,000~100,000ポイント

バリアフリー改修(上限 50,000ポイント)  
工事内容に応じて5,000~25,000ポイント

住宅設備の設置(太陽熱利用システム・節水型トイレ・高断熱浴槽)  
一律20,000ポイント

リフォーム瑕疵保険への加入  
一律10,000ポイント

耐震改修 150,000ポイント

1戸あたり 上限  
300,000ポイント

別途加算

復興支援・住宅エコポイントの概要図

耐震改修によって住宅エコポイントの発行を受ける場合の条件は、以下の通りです。

- ①省エネ改修工事に併せて行うこと
- ②建物が昭和56年5月以前に建築されていること
- ③現行の耐震基準に適合される工事であること
- ④助成金を除いた耐震改修費用が15万円以上であること

③については補足として「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)」と定められており、これはいわゆる「評点1.0以上」を意味しています。

また、これを証明する書類としては現在所得税・固定資産税の優遇措置を受ける際に使用している「住宅耐震改修証明書」が用いられます。

なお、対象となる工事は、リフォームについては平成23年11月21日(月)から平成24年10月31日(水)までに着工されたものとなっております。原則として国からの補助金を受けて断熱改修等のポイント発行対象工事を行っている場合はポイント発行対象外ですが、太陽光発電設備や耐震改修に対する補助金等については併用も可能となっております。この点についても組合員様にとっては大きな優位点であるといえるでしょう。

### 3. 必要書類について

耐震改修ポイントの申請に当たっては、以下の

書類が必要となります。

- ①耐震改修ポイント発行申請書
- ②耐震改修を実施したことを証明する書類  
(建築士が発行する耐震改修証明書)
- ③工事現場写真(1枚)

このうち①については専用の書類が必要となりますが、②③については従来の業務の中で既に使われて方も多いかと思われますので、現在の業務の中に大きな負担をかけることなく組み込んでいけるのではないのでしょうか。

これらの内容を含む制度の詳細につきましては、12月に全国各地で開催された説明会の資料(PDF)が復興支援・住宅エコポイントのホームページで公開されています。今回の復興支援・住宅エコポイントの概要のほか、申請書類の記入方法やリフォーム瑕疵保険の説明書類、耐震改修ポイントの概要など、本制度の重要なポイントを網羅したものとなっておりますので、特に説明会に参加できなかった方は是非ともご一読いただき、制度をご理解いただければと思います。

近年の情報化社会の中では、その気になれば消費者であっても数多くの情報を得ることができるようになっています。私達住生活産業に関わる者としては、住まいの専門家として消費者よりも広く深い知識を常に入手し続けることが非常に重要であり、それが消費者からの信用にもつながってくるのではないのでしょうか。

復興支援・住宅エコポイント ホームページ  
<http://fukko-jutaku.eco-points.jp/>

復興支援・住宅エコポイント説明会 配付資料(PDF)  
[http://fukko-jutaku.eco-points.jp/newsrelease/111122\\_01.html](http://fukko-jutaku.eco-points.jp/newsrelease/111122_01.html)

# 中澤顧問の“数字で見る耐震改修” 「津波対策の技術的助言」

木耐協顧問 中澤 守正

## 1. 津波対策の通達

国土交通省住宅局長から、11月17日に都道府県知事に対して、「津波に対して構造耐力上安全な建築物の設計法等にかかる追加的知見について」と題する技術的助言が出されています。

この通達は、今回の東日本大震災の被害建築物の計測浸水深と建築物の諸元、被災状況等を調査した結果を基に、①津波荷重など建築物の構造設計法、②津波避難ビルの避難スペースの配置、③災害危険区域での建築規制の考え方を示したものです。

今回の“数字で見る耐震改修”では、このうち①と③について取り上げます。

## 2. 津波の構造設計法

これまで建築基準法では、津波に関しては加重・外力として具体的に記載されておらず、津波避難ビル等の設計にあたっては、(財)日本建築センターの資料が参考にされてきましたが、今回の津波被害調査を基にして、暫定指針が示されました。

津波荷重としては、設計用浸水深(津波の高さ)の「1.5倍」、「2倍」または「3倍」の深さの静水圧がかかるものと設定します。この倍率(図1のa)は前方に堤防や建物で津波の影響が軽減できる場合には「2倍」、それ以外の場合は「3倍」となっています(図1)。また、ピロティや開口部については、波力を低減できることになっています。

想定される設計用浸水深に耐える建築物の例として、RC造のほか、戸建て木造住宅も示されており、浸水深が1mの場合であれば、軒高6mの2階建てならOKであり、浸水深が2mの場合は海岸から500m離れていても(水深係数 $a=1.5$ )、3階建てならばよいが、普通の2階建てでは不可で、品確法の耐震等級3(耐震性1.5倍)としなければならないこととなります(図2)。

## 3. 災害危険区域の考え方

災害危険区域(以下「区域」と略します)制は、

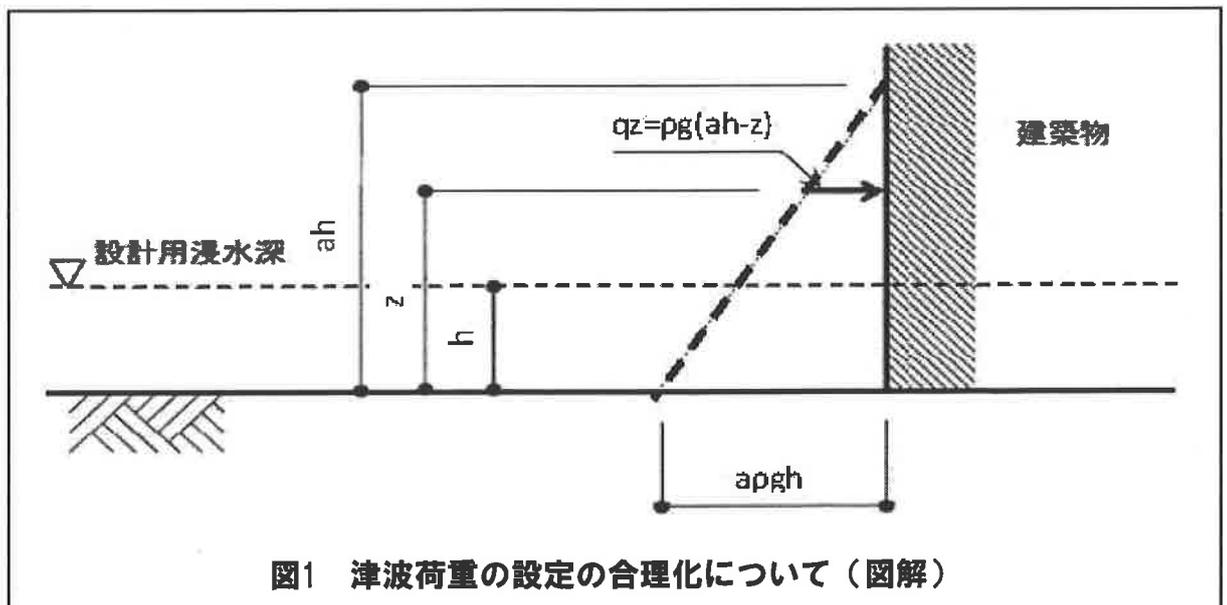


図1 津波荷重の設定の合理化について(図解)

津波や洪水などが襲う恐れのある区域で、災害防除対策に膨大な費用と時間がかかる場合に、建築基準法第39条に基づき、地方公共団体が建築禁止や制限を条例で規制するものです。住宅については最も厳しい「建築禁止」まで規制できますが、その他の建築物は「建築禁止」までは規制できず、構造や床高の確保などを制限しています。

現在区域が指定されている事例は、急傾斜地(崖地)の崩壊に関連するケースがほとんどです。東京の下町のいわゆる出水の危険のあるゼロメートル地域でも指定されていません。

伊勢湾台風で大きな被害を受けた名古屋市では、伊勢湾沿岸区域に広く指定されていますが、住宅の建築禁止は港湾施設の集中した地区(もともと居住用途は禁止)のみで、その他は構造、床高などの建築制限です。ですから、住宅の建築が禁止された区域は、実質的にはないのが現状です。

政府では、今回の被災を受け「津波防災地域づくり法案」を提出していますが、土地利用制限が主たる手段となっており、住宅の禁止は含まれていません。そこで、今回の通達は、規制対象として避難ビルに指定されながら多くの犠牲者を出した病院があったことを踏まえ、避難困難者が利用する医療施設や社会福祉施設などを

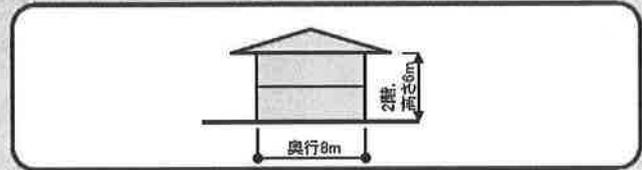
## 2. 戸建住宅の場合(木造の場合)

設計用  
浸水深

堤防などによる軽減効果あり、  
海岸等からの距離500m以遠  
(水深係数： $a=1.5$ )

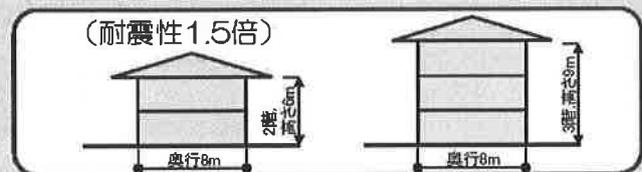
1m

例) 2階建て、高さ6m



2m

例) 2階建て(耐震性1.5倍※)、高さ6m  
3階建て、高さ9m



3m

例) 3階建て(1階鉄筋コンクリート造)、  
高さ9m

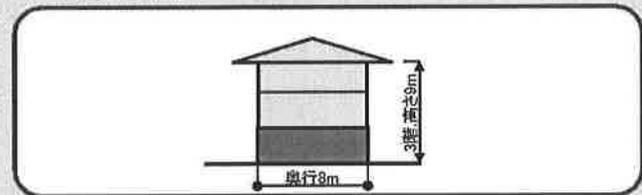


図2 想定される設計用浸水深に耐えうる建築物の規模(木造住宅の場合)

追加し、住宅の建築禁止が指定できる「特に危険な区域」には、危険物の貯蔵施設などにより市街地火災の危険が著しい沿岸部(気仙沼の火災が目に見え)などを具体的に例示することで住宅禁止地区の指定を勧奨しています。またそれ以外の区域では、先に述べた津波設計法に従った建築物は安全なものとして建築を認めるよう、助言しています。

「平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した海岸堤防等の復旧に関する基本的な考え方」について(国土交通省)

[http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03\\_hh\\_000429.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000429.html)

シリーズ太陽光発電 連載⑨

# 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

## (全量買取制度) 実施で広がるビジネスチャンス

株式会社 ECOSHOP 事業開発本部長 穴田 輔 様



太陽光発電の連載も今回で第9回を迎えました。先般開催致しました、ECOSHOP主催の「太陽光発電講座」はおかげさまで多数の企業様にご参加を頂き、組合員様の太陽光発電への事業への取り組みに対する関心の高まりを私も感じております。今後も組合員の皆様の事業に役立つ情報を提供して参ります。

さて、太陽光発電講座の中でも触れさせていただいたのですが、今太陽光発電業界では、来年7月1日からスタートする「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」(一般的には「全量買取制度」と言われています)の行方に注目が集まっています。

今回は、業界の流れを一変させる制度の内容と、どのようなチャンスが広がるかについて書かせて頂きます。

現在日本で導入されている制度は、太陽光発電の余剰電力買取制度です(下図)。

太陽光発電で発電した電気は、まず自宅・自社の電気で消費され、余った電気を電力会社が一旦買い上げる(最終的に全国民負担)という制度です。

図をご覧くださいとお分かりいただけるかと思いますが、発電した電気を余らせて売れば売るほど利益が出る制度です。

一般の住宅については、昼間節電すればするほど利益も出るということで爆発的な普及に繋がりましたが、昼間に電力の大半を消費する商業施設はじめ住宅以外のほとんどのビルでは、電気は余ることなく全て自分のところで使ってしまうため、経済的なメリットはあまりなかったのが実情です。

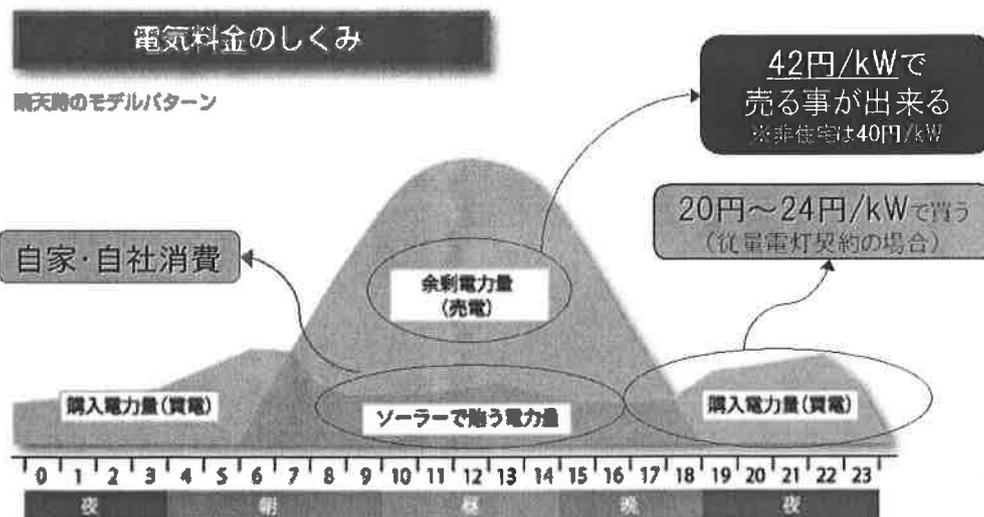
来年7月1日からスタートする「固定価格買取制度」は、発電した電気を全量固定金額で買い取る法律です。これまでメリットの出にくかった商業施設や、工場等の昼間に電力使用が多い建物でもメリットが出る制度になります。(現行制度と新制度の違いは、左下の

図をご参照ください)

また、もう1つ大きな変更点があります。

これまでは、発電目的で設置された太陽光発電設備や500kWを超える大容量のシステムで発電された電力の買取は実施されていませんでした。新制度においては、こういった設備を含む全ての電力が買い取り対象になるため、広大な面積を有する建物や土地等への太陽光発電設備の設置検討も進むことになるでしょう。

太陽光発電は下のオレンジ部分の電気が電力会社に売れる仕組みになっています。緑の部分は発電した分のうち家庭・ビル内で消費する電力です。



図：現在の余剰電力買取制度のイメージ

まとめますと、新制度施行によって営業のターゲットが下記のように広がります。

- ①自社ビル・工場等に太陽光発電設備を設置したいという企業様
- ②広大な屋根や土地を持っているオーナー様・企業様

このように大きなチャンスが生まれる固定価格買取制度ですが、現在は買取価格、買取期間とも含めて条件が決定していない状態です。これらの条件が固まるまで販売する側も検討する側も様子を見ているというのが現状ですので、固定価格買取制度が始まる来年7月1日になる前にある程度前もってアプローチを実施するとともに、できれば太陽光発電については実績を獲得しておくことで事業を優位に進めることができるかと思えます。

さて、この新制度移行にあたってさまざまなチャンスが生まれる事はわかり頂けたかと思いますが、現行制度で設置した方が、よりメリットが出る場合もあります。10kWを超えるような太陽光発電の設備をアパート・マンションの屋上に設置する場合は、現行の余剰電力買取制度の方がメリットが大きい可能性があります。以下で解説します。

現行、10kWを超えるマンション・アパートで、共用部に繋ぎこむ場合、前回第8回でも触れましたがほぼ全量に近い電気を売電に回すことができます。全量買取の価格がいくらになるかによりますが、30円/kW～35円/kWになるのではないかとされています。

一方、現行制度の買取単価は40円/kWとなっておりますので、単純に現行制度の買取単価の方が毎月の売電価格は高くなります。マンション・アパートのオーナー様で共用部に引き込む場合には、現行制度での太陽光発電の導入を一度ご検討頂くと良いのではないのでしょうか。

### 平成24年7月1日スタート 再生可能エネルギー固定価格買取制度

現行制度	10kW未満	10kW～500kW	500kW以上
住宅用	42円/kW	40円/kW	買取なし
非住宅用	40円/kW	40円/kW	買取なし
発電用	買取なし	買取なし	買取なし



全量買取制度導入後	10kW未満	10kW～500kW	500kW以上
住宅用	42円/kW 予定	全量買取	全量買取
非住宅用	全量買取	全量買取	全量買取
発電用	全量買取	全量買取	全量買取

いずれにしても、固定買取制度の動向を注意深く見ていく必要があるでしょう。

## 太陽光発電に関わる 相談はこちらへ！



株式会社ECOSHOP

<http://www.ecoshop-nw.co.jp/>

TEL : 048-266-5959

FAX : 048-266-5991

メール : [info@ecoshop-nw.co.jp](mailto:info@ecoshop-nw.co.jp)

資源エネルギー庁ホームページ：なっとく！ 再生可能エネルギー  
<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/index.html>

# 11月開催 業界最新動向勉強会 ～耐震補強・販売技術研究会～

木耐協では11月から12月にかけて、名古屋・大阪・東京・新潟の4会場で「耐震補強・販売技術研究会」と銘打った業界最新動向勉強会を開催いたしました。

2011年度の業界最新動向勉強会は、主に事務局から組合員の皆様へ「住宅業界の最新情報」「今後の住宅業界の向かうべき方向性」といった情報をお伝えする場所として開催いたしておりましたが、今回の研修会は「販売研究会」「復興支援住宅エコポイント」「組合員様の活動事例報告」と主に営業に関する内容をお伝えいたしました。

## 診断依頼者が望んでいることは

勉強会の中で「診断依頼者が望んでいること」と題して、小野理事長の講演を行いました。講演内容のポイントは以下のようなものでした。

- 耐震診断をご依頼されたお客様は耐震補強工事を希望して診断を依頼されている

- 補強工事を行わないのは提案をしている事業者にある責任がある
- お客様が望んでいるのは安全ではなく、安心である

など、耐震化の推進には私達事業者の責任が非常に重大であることをお伝えいたしました。

## 具体的な成功事例のご紹介

平成16年に耐震診断法が新診断に移行してから、多くの組合員様から補強工事の契約率が低下しているというお声を頂いています。しかし、中には新診断後も高い契約率を維持している組合員様もいらっしゃいます。契約率を維持している組合員様とそうでない組合員様との違いはどこにあるのでしょうか？

本勉強会では、契約率の高い組合員様が実際に行っている提案方法や資料などを、出来る限り具体的にご紹介させて頂きました。

ご参加頂きました組合員様からは「このような研

修は非常に勉強になる」「今後もこのような研修会を開催してほしい」など、多くのお声を頂きました。

組合では今後も営業に関する研修会を数多く開催する予定です。そして、診断を受診された一人ひとりのお客様に対して補強工事の重要性をお伝え頂き、1棟でも多くの改修工事に繋げていただければと思っております。



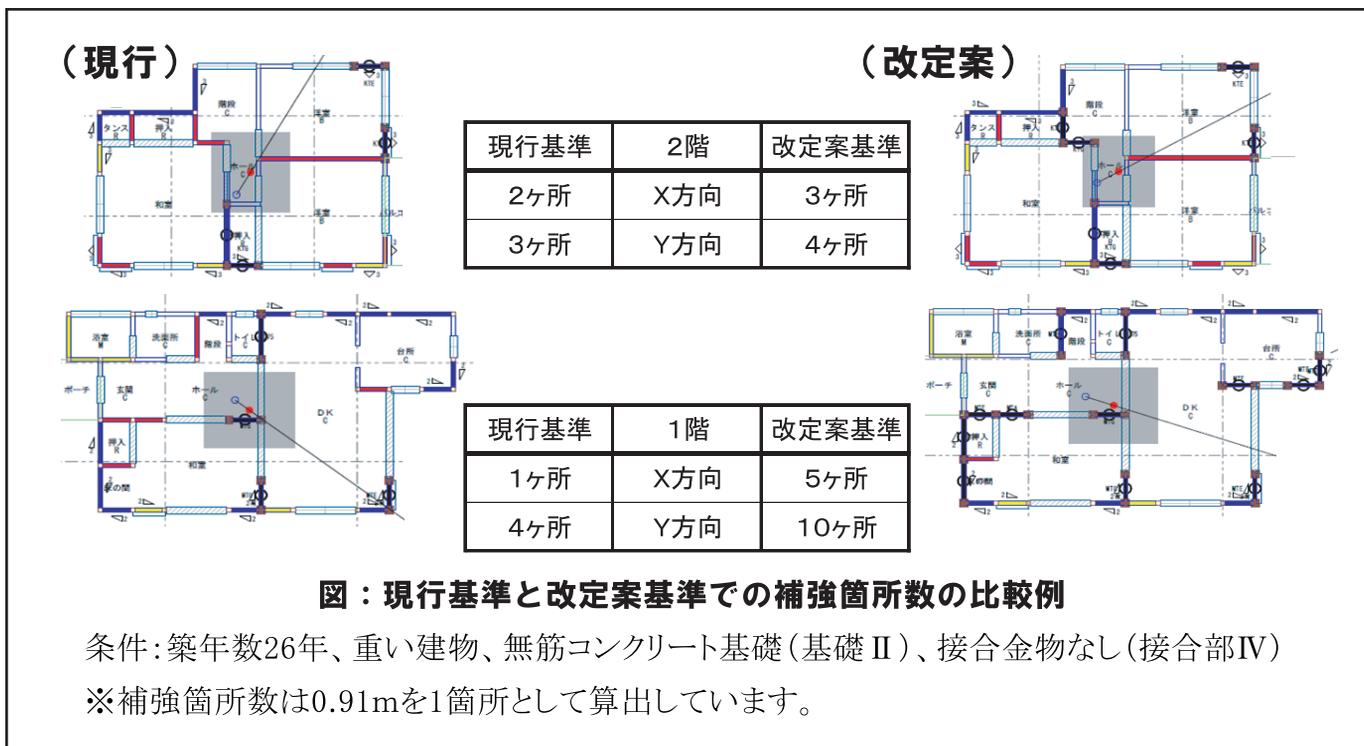
東京会場の様子です。150名を超える方にご来場いただきました。

# 「木造住宅の耐震診断と補強方法」 改定に伴う影響の見通しについて

前回のマンスリーレポートにて、青本改定に伴う評点の算定方法では評価の低下が見られる見込みであることをお伝えしました。今回はそれをさらに掘り下げ、具体的な例をもとに、算定方法が変化することによって壁の補強箇所数にどの程度影

響が出るのかを、事例をもとに検討を行った結果をお伝えします。

下図の比較例は、戸建住宅の標準的な広さ(30～40坪程度)を想定し、延床面積110㎡の住宅における耐震補強の箇所数を比較したものです。



現行基準と比べると改定案基準では補強箇所数が全ての階・全ての方向で増加する結果となりました。

現行基準に比べて補強箇所が増加する要因のうち、主なものとしては下記のようなものが挙げられます。

- ①その他の耐震要素の耐力(0.25Q<sub>r</sub>)の算出方法の変更に伴う保有耐力の低下
- ②劣化の改善が0.9より改善できないことによる全体性能の低下
- ③精算法でない方法での算定方法(総2階を想定した算出)による1階必要耐力の増大

とりわけ③については非常に影響が大きく、上記比較例でも1階の補強箇所数が10ヶ所増加していますが、現段階での改定原案に「必要耐力は精算法で求めてもよい」という記述がないことによるものですので、最終的に必要耐力を精算法で求めてもよいということになると、1階部分の補強箇所数は上記例より抑制されます。

今回の検討によって改定案基準での工事箇所数の増加が顕著に現れることとなりましたが、最終的な改訂内容によっては補強箇所が上記例ほど増加しないことも考えられます。今後の情報にも注目する必要があります。

## NEWS & TOPICS

### 「住宅リフォーム支援制度ガイドブック」12月版発行

不定期に内容が更新されているリフォーム推進協議会の「住宅リフォーム支援制度ガイドブック」につきまして、復興支援・住宅エコポイント(詳細は2・3ページにも掲載されています)の内容等を反映した「平成23年12月版」が発行されました。

「平成23年12月版」では、新しいエコポイントの対象工事やポイント数などが消費者向けにわかり

やすくまとめられており、消費者への説明資料としてご活用いただける非常に優れたものとなっています。

インターネットからガイドブックの全内容をダウンロードしていただけるほか、後日会員証をお送りいたしました際に併せて1部お送りいたしますので、ぜひともご一読・ご活用下さい。

住宅リフォーム推進協議会：住宅リフォーム支援制度ガイドブック  
[http://www.j-reform.com/publish/book\\_guidebook.html](http://www.j-reform.com/publish/book_guidebook.html)

### 住宅リフォーム推進協議会 セミナー・イベントのご案内

住宅リフォーム推進協議会では、上記ガイドブックの発行のほか、事業者向け・消費者向けのイベントを多数開催しています。

なお今回ご紹介する3つのイベントは全て無料・CPD認定講習会となっております。皆様のスキルアップのためにぜひともお役立て下さい。

#### 【長寿命化リフォームシンポジウム】

「既存住宅を長寿命にするためのリフォームとは」をテーマに、これからのリフォームのあり方を考えるシンポジウムです。1月20日(金)の大阪会場を皮切りに、福岡・仙台・東京の4会場で開催されます。

#### 【長寿命化リフォームセミナー】

昨年度実施した長寿命化リフォームの概念に

関する内容を引き継ぎ、その提案や実施において参考となる具体的な事例を上げながら長寿命化リフォームへの取り組み方を解説します。全国各地で開催しています。

#### 【住宅リフォーム税制講習会】

住宅リフォーム工事を行った際の消費者に対する減税制度の概要と、これら税制の特例を受けるための申請手続きに必要な工事証明書等の作成方法を解説します。1月は4会場が予定されており、その他にも開催地が決定し次第随時Webに掲載するとのことです。

詳細につきましては、下記に掲載してあります住宅リフォーム推進協議会ホームページ内「セミナー・イベント情報」をご確認下さい。

住宅リフォーム推進協議会：セミナー・イベント情報  
<http://www.j-reform.com/event/index.html>

# 安齋先生の技術通信

2012年  
1月号



技術顧問・監事  
安齋 正弘 先生

また新たな年明けがやって参りました。…国内外に大きな事件の相次いだ昨年。今年はどうか平穏でありますよう。そして東日本の復興が早いテンポで実行されますよう、祈るばかりです。私たちの身の回りに目を転じれば、今年は「一般診断」に大きなメスが入り、より精度の高い診断法が提案される見通しです。新たな情報に注意していきましょう。

さて、「小屋組」の瑕疵についてもうしばらく考察していきましょう。

## ④小屋束と横架材(梁等・母屋)との緊結不足について。

・「小屋束」となれば通常は(積雪を含めた)屋根荷重を支え、下部の「小屋組」(地回り)に伝達する役目を担っていますが、それだけでは瑕疵の原因となることは先ず考えられません。小屋束が瑕疵の基になるケースは前述したように(イ)直下型地震による突き上げで母屋や屋根、地回りバラバラになるか、或いは(ロ)激しい暴風で屋根に作用する上向き力によって(イ)と同様な事故に繋がる危険性、が考えられるのではないかと思います。

・小屋束の上下端の緊結は旧公庫仕様では短ホゾ差しの上、「鏝(カスガイ)」「C120」両面打ち、又は「平金物」(SM)当て釘打ち、となっています。C120両面の耐力は杉材(IV種)では $110 \times 2 = 220\text{kg}$ で、これに対して平金物は単独で138(SM12)kg、345(SM40)kgです。仕様書では明確でなくSM12を基準にしたらC120片面では不足なので両面なのか? 或いはC120両面打ちを基準にすればSM40(片面)が必要になります。一体どちら? …単に「平金物」とだけの表示なら前者と理解するのが通常だと思えますが…。正解は後述で出てくる⑤の2160N(=220kg $\times$ 9.8=2156N)のようです。

・地震力によって小屋束が母屋の流れ方向に倒れて壊れる、というのはなかなか想定しにくい現象です。何故なら「短ホゾ差し」とはいえ多少のラーメン効果、それに小屋裏筋交いが母屋から地回りレベルの横架材に亘り束と共に釘止めされているからです。但し①で述べたように桁方向にこの筋交いが取り付けしていないケースが見受けられるので要注意。

・そういう訳で、木造は他の種別の建物と異なり軽い為に、地震以外に【風圧】に対しても常に気配りを怠ってはなりません。九州・四国地方の方々が毎年確実にやってくる台風を念頭に、「地震よりも暴風」として雨・風に重きを置くのも頷ける話ではありますが、「地震を軽視」して良いわけではありませんので心して取り組みましょう。

・特に注意を要するのは、①屋根の軒部分、②切妻屋根の「けらば」部分、に対する【負の風圧】で、いずれも屋根上面に作用する上向き荷重に、壁面に当たった風圧が屋根の下面から押し上げる分を加算して検討をしないとイケない。勿論このときの検討には自分の重さは差引き計算となります。軒やケラバの出寸法が大きい場合は特に注意を払ってチェックしておくことが肝要となります。

・これらのことから、一定の条件下では「負の風圧」の検討が省略可能となりますので、まとめておきます。

- ①当該の地表面粗度区分がⅢ又はⅣで、基準風速が34m/s以下であり、屋根の固定荷重が440N/m<sup>2</sup>以下(下地およびタルキを含み母屋を含まない。)であること。
- ②ケラバの出750以下、タルキピッチ500以下、母屋(棟木)ピッチ1000以下、小屋束ピッチ2000以下であること。
- ③タルキ-母屋接合部は全てN90 2本打ち(打ち込み長さ30以上、短期許容引抜耐力380N)、又はそれと同等以上の短期許容引抜耐力を有する仕様とすること。
- ④母屋(棟木)の断面を90 $\times$ 90以上、樹種を曲げ強度Fbが22.2N/?以上とすること。
- ⑤母屋-小屋束接合部はかすがい2本打ち(短期許容引抜耐力2160N)以上、又はそれと同等以上の短期許容引抜耐力を有する仕様とすること。

このうち①～③を満たす場合は、負の風圧に対するタルキ-母屋接合部の引張耐力の計算を、①②④を満たす場合は母屋断面の計算を、また、①②⑤を満たす場合は母屋-小屋束接合部の引張耐力の計算を、それぞれ省略することができる。と木造の許容応力度設計(2008年版)で定めています。

従って、これらの各条件を満たさない項目があれば、それらの部分については構造計算の義務付けのない建物でも計算により安全を確かめておいた方がよいと思います。それを怠り事故や不具合に繋がれば「瑕疵」責任を問われる場面も想定しないとイケないことになるかも知れません。

## 木耐協スケジュール [2012年1月～3月]

1月	1/11 (水)	現地調査実践研修会【埼玉】	13:30～17:00	木耐協川口研修所
	1/12 (木)	基礎研修会【名古屋】	10:00～12:30	名古屋国際会議場
		補強設計研修会【名古屋】	13:30～16:30	名古屋国際会議場
	1/13 (金)	耐震技術認定者講習会【大阪】	10:00～17:40	グランキューブ大阪
	1/20 (金)	基礎研修会【東京】	10:00～12:30	新宿センタービル
		補強設計研修会【東京】	13:30～16:30	新宿センタービル
	1/24 (火)	木耐協 第14回全国大会	13:00～18:00	東京国際フォーラム
		全国大会 賀詞交歓会	18:00～20:00	東京国際フォーラム
1/26 (木)	加盟研修会【新潟】	13:30～16:30	新潟ユニゾンプラザ	
1/27 (金)	加盟研修会【大阪】	13:30～16:30	サムティフェイム新大阪	
2月	2/15 (水)	現地調査実践研修会【大阪】	13:30～17:00	環境機器(株)様研修所
	2/17 (金)	耐震技術認定者講習会	10:00～17:40	広島マツダビル
	2/22 (水)	基礎研修会【大阪】	10:00～12:30	サムティフェイム新大阪
		補強設計研修会【大阪】	13:30～16:30	サムティフェイム新大阪
	2/23 (木)	基礎研修会【新潟】	10:00～12:30	新潟ユニゾンプラザ
補強設計研修会【新潟】		13:30～16:30	新潟ユニゾンプラザ	
3月	3/7 (水)	定例勉強会【大阪】	13:30～16:30	グランキューブ大阪
	3/8 (木)	耐震技術認定者講習会【大阪】	10:00～17:40	グランキューブ大阪
	3/13 (火)	耐震技術認定者講習会【東京】	10:00～17:40	損保会館
	3/15 (木)	定例勉強会【東京】	13:30～16:30	国立オリンピック記念青少年総合センター
	3/21 (水)	現地調査実践研修会【埼玉】	13:30～17:00	木耐協川口研修所
	3/22 (木)	通常総会【東京】	13:30～16:30	(会場未定)

※ 諸般の事情により、イベントは中止となる場合もございますので、予めご了承ください。

※ 日程・時間・会場など、お間違えの無いよう、ご確認ください。

※ お申し込みが多数の場合、やむを得ずお断りする場合がございます。お早めにお申し込みください。

※ 各イベントの概要や詳細については、お気軽に木耐協事務局へお問い合わせください。

### 2011年11月度新規加盟組合員様ご紹介 ～よろしくお願いたします～

○KEIデザイン (福岡県 糸島市)

○株式会社 横和工務店 (神奈川県 大和市)

○大栄興産 株式会社 (埼玉県 春日部市)

○株式会社 ライズ (兵庫県 尼崎市)

【会社名50音順】

※ 先月ご紹介いたしました「株式会社 リアンコーポレーション」様のご住所は、正しくは「栃木県宇都宮市」でした。ここにお詫びして訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。